二　科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うこと（研究振興局及び研究開発局並びに国際研究開発政策課の所掌に属するものを除く。）。
三・四　［略］
3～6　［略］
（企画官、国際研究専門官及び学術国際交流専門官）
第四十九条　国際研究開発政策課に、企画官、国際研究専門官及び学術国際交流専門官それぞれ一人を置く。
2　企画官は、命を受けて、国際研究開発政策課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。
3　国際研究専門官は、科学技術及び学術に係る国際的な研究活動に関する専門的事項についての企画及び立案（研究振興局及び研究開発局並びに国際統括官の所掌に属するものを除く。）に当たる。
4　学術国際交流専門官は、学術の振興に係る国際文化交流の振興に関する専門的事項についての企画及び立案（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）に当たる。
第五十条　［略］
2　人材政策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　科学技術に関する研究者及び技術者に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国際研究開発政策課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
二　科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（国際研究開発政策課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
三　研究者の養成及び資質の向上に関すること（研究開発局並びに国際研究開発政策課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
四　［略］
3　［略］

［条を削る。］

二　科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うこと（研究振興局及び研究開発局並びに参事官の所掌に属するものを除く。）。
三・四　［同上］
3～6　［同上］

［条を加える。］

第四十九条　［同上］
2　人材政策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　科学技術に関する研究者及び技術者に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
二　科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
三　研究者の養成及び資質の向上に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
四　［同上］
3　［同上］
（研究公正推進室及び競争的研究費調整室並びに放射光施設推進専門官）
第五十条　研究環境課に、研究公正推進室及び競争的研究費調整室並びに放射光施設推進専門官一人を置く。
2　研究公正推進室は、科学技術に関する研究開発の公正な実施の推進に関する事務をつかさどる。
3　研究公正推進室に、室長を置く。
4　競争的研究費調整室は、文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関する事務をつかさどる。
5　競争的研究費調整室に、室長及び競争的研究費調査官三人を置く。
6　競争的研究費調査官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものに関する研究機関における管理体制の整備に関する調査、指導及び助言に当たる。
7　放射光施設推進専門官は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二条第三項に規定する特定放射光施設であって国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が設置するものの整備及び利用等の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。